

# 瑞朋会会則

- (名称) 第1条 この会は、瑞朋会（ずいほうかい）（以下「本会」という。）と称する。
- (事務所) 第2条 本会の事務所は、福井県鯖江市本町3丁目2-38 本山誠照寺宗務所内に置く。
- (目的) 第3条 本会は、真宗誠照寺派の宗門繁栄のため、若手僧侶、寺族を対象とした教学、布教伝道を中心とした研修会を行い、門徒教化に生かし、時代に即した寺院運営、護持活動が出来る事を目的とする。
- (活動内容) 第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動を実施する。  
① 教学研修 ② 布教伝道研修 ③ 法式研修 ④その他本会の目的を達成するために必要な事項
- (会員の資格) 第5条 この会の会員は、真宗誠照寺派に属する次の3種類とする。  
(1) 若院 (2) 若坊守 (3) 住職、前住職、坊守、前坊守、その他寺族で勉学の意欲のある者
- (入会) 第6条 瑞朋会の研修会に参加申し込みすることをもって入会手続きとする。
- (会費) 第7条 会費は設けない。ただし会員は、研修会受講の折、参加費を納入しなければならない。
- (退会) 第8条 会員は、任意に退会することができる。
- (役員) 第9条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。  
会長1名、幹事長1名、副幹事2名、主事1名、会計1名
- (役員の職務) 第10条 会長は真宗誠照寺派法主とする。2 幹事長は会長、ならびに会員の意向をふまえ、研修会を真宗誠照寺派内局（以下「内局」という。）と協議し企画運営する。3 副幹事は幹事長を補佐し、幹事長が不在のときは、その職務を代行する。3 主事は内局参務とし、幹事長、副幹事と協力し、主として事務を担当する。4 会計は内局参務とし、本会の出納事務を担当する。
- (役員の選任) 第11条 最初の幹事長、副幹事については内局会において本会会員の中から選出し、会長が承認し任命する。それ以降の幹事長、副幹事については役員会と内局会において本会会員の中から選出し、会長が承認し任命する。2 主事、会計については内局会において参務の中から選出し、会長が承認し任命する。
- (役員の任期) 第12条 会長以外の役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (役員の解任) 第13条 会長以外の役員は、解任に相当する事項が認められるとき、内局会の議決によりこれを解任することができる。
- (総会) 第14条 本会では総会を行わない。ただし適時、会員による意見交換会を設け、会員の意向を把握するようつとめる。
- (役員会) 第15条 役員会は、会長、幹事長、副幹事、主事、会計をもって構成する。2 役員会は、内局会で議決した事項の執行に関する事項及びその他内局会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。
- (事業報告書及び決算) 第16条 主事は、毎事業年度終了後2ヵ月以内に事業報告書を作成し、役員会と内局会に提出する。会計は収支計算書を作成し役員会と内局会に提出する。
- (事業年度) 第17条 この会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
- (会計) 第18条 本会の経費は、真宗誠照寺派一般会計教学振興費の一部をもって充てる。2 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
- (会則の変更) 第19条 この会則の改正は会員がこれを発議し、役員会と内局会の議決をもって決める。
- (その他) 第20条 この会則に定めるものほか、必要な事項は別に定める。

付 則 1 この会則は、平成30年4月1日から施行する。